

報道各位

令和2年10月1日
総務部総務課

国勢調査で調査員証の紛失が発生しました。

新潟市内で、国が任命する国勢調査員が調査活動中に国勢調査員証を紛失する事案が発生しました。

1 事案概要

(1) 調査員証の紛失〔新潟市西区〕

9月23日(水)国勢調査員が書類整理の際に国勢調査員証の紛失に気づく。自宅、担当調査区内を探したものの発見できず、指導員を通じ10月1日新潟市へ報告

※市職員が本人と現地及び調査員宅を搜索するが、発見できず。(新潟県警にも紛失届提出済み)

2 所在不明

(1) 国勢調査員証「第567号」(縦74.25ミリ×横105ミリ)

(「調査員の氏名」、「任命期間：令和2年8月25日から令和2年10月24日まで」、「総務省統計局長(公印あり)」の記載があり、左側に調査員の顔写真が貼付)

3 市民の皆様にご注意いただきたい点

- (1) 国勢調査員証は、統計調査を装った「かたり調査」に悪用されるおそれがあります。
- (2) 国勢調査員は、顔写真付きの国勢調査員証を携帯し、(国勢調査従事者用)腕章を付けておりますので、お手数ですが、国勢調査員が訪問した際には国勢調査員証及び腕章の確認をお願いします。
- (3) 不審な調査活動等にお気づきの際は、新潟市役所総務部総務課までご連絡ください。

4 対応

- (1) 紛失した国勢調査員証「第567号」は無効となっています。
- (2) 再発防止のため、指導員及び調査員に本件についての再度周知徹底を行い、調査員証等の管理について厳正を期するよう、改めて注意喚起を行います。

お問い合わせ先
総務部総務課 小池
(直通) 025-226-2413 (内線) 32411